

防災に関する支援制度一覧

対象	事業名称	対象・条件	内容	担当部課	連絡先	ホームページ
個人	木造住宅耐震診断事業補助金	次のすべてに該当するもの ・市内に存する住宅で、自己が所有し、かつ、現に自己の居住の用に供するもの ・一戸建ての住宅（二世帯住宅を含む）、または店舗兼用住宅（住宅部分2分の1以上） ・市に登録された耐震診断士が行う耐震診断事業 ・昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物 ・地階を除く階数が3以下で、在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁構法（ツーバイフォー構法）によるもの	・65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、世帯全員の市民税が非課税の世帯99,000円 ・それ以外の世帯 73,000円	建築指導課	0467-82-1111（内線 2327）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008193.html
個人	木造住宅耐震補強事業補助金	次のすべてに該当するもの ・市内に存する住宅で、自己が所有し、かつ、現に自己の居住の用に供するもの ・一戸建ての住宅（二世帯住宅を含む）、または兼用住宅（住宅部分2分の1以上） ・昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物 ・地階を除く階数が3以下で、在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁構法（ツーバイフォー構法）によるもの ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満であるもの ・耐震改修工事後の上部構造評点が1.0以上であるもの ・市に登録された耐震診断士が行う診断・設計・工事監理	耐震補強工事に係る費用の1/2かつ上限50万円に、耐震診断費用の自己負担分3万3000円を加えた額、高齢者等世帯は20万円の割増	建築指導課	0467-82-1111（内線 2327）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008193.html
個人	耐震シェルター設置事業補助金	次のすべてに該当すること ・市内に存する住宅で、自己が所有し、かつ、現に自己の居住の用に供するもの。 ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの ・耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃により倒壊又は崩壊の危険性が あると評価されたもの	シェルターの設置に係る費用の1/2かつ上限25万円	建築指導課	0467-82-1111（内線 2327）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008195.html
個人	避難路沿道建築物耐震診断事業補助金	耐震改修促進法第14条第3号に規定する「通行障害建築物」で、茅ヶ崎市耐震改修促進計画で定める「地震時に通行を確保すべき道路」沿いのもの。	耐震診断に要した費用の2/3（上限2,000,000円）	建築指導課	0467-82-1111（内線 2327）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008198.html
個人	分譲マンション耐震診断事業補助金	市内にある旧耐震基準の分譲マンションで、次の全てに該当するものが対象。 ・住宅部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分のうち、専ら住居の用に供する部分をいう）の床面積の合計が、延べ面積の過半であること ・住戸の総数の過半を区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者）の居住の用に供するものであること ・昭和56年5月31日以前に建築され、又は建築の工事に着手されたものであること ・地階を除く階数が3以上であること ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること ・管理組合の集会等において、耐震診断を実施することの決議がされていること ・避難路沿道建築物耐震診断事業補助金を受けていないこと	耐震診断に要した費用の1/2（上限3万円/戸）（区分所有者が居住するものに限る）	建築指導課	0467-82-1111（内線 2327）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008196.html
個人	家具転倒防止金具等取付支援事業	市内在住で、下記のいずれかに該当する世帯 ・高齢者（65歳以上）がいる世帯 ・障がい者がいる世帯 ・12歳以下の子どもがいる世帯	・取り付けに係る費用は無料 ・金具代は申請者の自己負担	建築指導課	0467-82-1111（内線 2327）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008197.html
個人	危険ブロック塀等の撤去費補助金	・建築基準法第42条に定義された道路に接するブロック塀等 ・道路等からその上端までの高さが0.8mを超えるものを、0.8m以下まで撤去するもの ・建築基準法第43条の許可・認定を受けた道路に接するブロック塀等 (注) その他、詳細の条件あり	・補助金額 (1)～(3)のうち最も低い額 (1)撤去工事の見積額 (2)撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/平方メートル (3)上限20万円（世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が市民税を課税されていないときは上限30万円）	建築指導課	0467-82-1111（内線 2327）	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008199.html

個人	狭あい道路に面する危険ブロック塀等撤去費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第42条第2項に定義された道路後退が困難な道路に接するブロック塀等 道路等からその上端までの高さが0.8mを超えるものを、0.8m以下まで撤去するもの (注) その他、詳細の条件あり 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金額 (1)～(3)のうち最も低い額 (1) 撤去工事の見積額 (2) 撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/平方メートル (3) 上限20万円(世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が市民税を課税されていないときは上限30万円) 	防災対策課	0467-82-1111 (内線 1462)	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/1008199.html																
自主防災組織	自主防災組織育成事業補助金	自主防災組織がその活動を行うために必要な資材又は機材や自主防災組織活動マニュアルを整備すること、自主防災組織内における防災知識の普及・啓発を行うことにより、地域の安全を促進する。	防災事業に要した費用の額の2分の1の額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)以内で、予算の範囲内において市長が定める額。ただし、1組織に対する限度額は、300,000円とする。	防災対策課	0467-82-1111 (内線 1462)	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001308.html																
地区自治会連合会、認定コミュニティ(茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第4条第1項に規定する認定コミュニティ)	地区防災訓練補助金	地区自治会連合会、認定コミュニティが実施する防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 事業に要した経費の3/4以内で、市長が定める額 限度額は、毎年4月1日現在の各地区の自治会連合会に加入している世帯数により、以下の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000世帯未満</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000世帯以上4,000世帯未満</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>4,000世帯以上5,000世帯未満</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000世帯以上6,000世帯未満</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000世帯以上7,000世帯未満</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>7,000世帯以上8,000世帯未満</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>8,000世帯以上</td> <td>270,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯数	補助金額	3,000世帯未満	100,000円	3,000世帯以上4,000世帯未満	120,000円	4,000世帯以上5,000世帯未満	150,000円	5,000世帯以上6,000世帯未満	180,000円	6,000世帯以上7,000世帯未満	210,000円	7,000世帯以上8,000世帯未満	240,000円	8,000世帯以上	270,000円	防災対策課	0467-82-1111 (内線 1462)	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001308.html
世帯数	補助金額																					
3,000世帯未満	100,000円																					
3,000世帯以上4,000世帯未満	120,000円																					
4,000世帯以上5,000世帯未満	150,000円																					
5,000世帯以上6,000世帯未満	180,000円																					
6,000世帯以上7,000世帯未満	210,000円																					
7,000世帯以上8,000世帯未満	240,000円																					
8,000世帯以上	270,000円																					
地区自治会連合会、認定コミュニティ(茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第4条第1項に規定する認定コミュニティ)	感震ブレーカー等設置費補助金	一般財団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨制度に基づき推奨する感震ブレーカーを購入し、自らが活動する区域に存する世帯(過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて感震ブレーカーを配付された世帯及び感震ブレーカーを内蔵する分電盤を設置された世帯を除く。)に配付する事業	感震ブレーカーの購入に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合にあつては、これを切り捨てた額)又は3,000円のいずれか低い額に、購入した感震ブレーカーの数を乗じて得た額を上限として市長が別に定める額	都市政策課	0467-82-1111 (内線 2344)	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007827/1034073.html																